

「令和8年度沖縄県食品ロス削減推進事業」業務委託仕様書

1 業務名「令和8年度沖縄県食品ロス削減推進事業」に係る業務委託

2 事業の目的及び背景

令和元年10月に多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行された。

県では、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携・協働し、県民運動として食品ロスの削減（まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための取組）に取り組むとともに、生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を有効活用するための施策について総合的かつ計画的に推進するため「沖縄県食品ロス削減推進計画（以下「計画」という。）」を令和3年度に策定した。

また、沖縄県では県民一人ひとりが主体的に参加する県民運動として食品ロスの削減に取り組むため、「沖縄県食品ロス削減推進県民会議（以下「県民会議」という。）」を設置している。

本事業は、本県における食品ロス削減推進のための普及啓発等及び県民会議等を開催、運営し、沖縄県食品ロス削減推進計画における食品ロス削減のための必要な施策を推進することを目的としている。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額14,080,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとすること。

ア 人件費

イ 直接経費（報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、その他必要と認められる費目）

※沖縄県食品ロス削減推進県民会議及び沖縄県食品ロス削減推進県民会議（実務者会議）の委員報酬及び旅費を直接経費に含めること。

ウ 一般管理費（（人件費+直接経費-再委託費）の10%以内とする）

エ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

5 委託業務内容

(1) 県民を対象としたイベントの実施

県民の食品ロス削減に対する意識の向上、普及啓発を目的に、集客イベントへのブース出展等により啓発イベントを2回実施する。

上記を踏まえ、以下の実施内容について企画提案すること。

ア イベントの実施内容

イベントの1つは、子どもを対象とし、日常生活で実践できる食品ロス削減の取組について参加して学べる体験型のイベントを実施すること。もう一つのイベントについては、環境やSDGsなどの食品ロスと関連性のあるイベント、学校や量販店等と連携したイベントに出展すること。

イ 来場者の把握

出展ブースへの来場者数をカウントとともに、出展状況や来場者の状況等を写真等で記録すること。

ウ その他

イベントへの集客を向上させるため、ノベルティー等を制作し配布することを可能とする。

(2) 「食品ロス削減チャレンジキャンペーン（仮称）」

食品ロスダイアリー（家庭で発生した未使用や食べ残しなどの廃棄食品の種類や量などを一定期間毎日記録することができる日記）を記録して頂く県民を募集し、実践してもらうことで、食品ロス問題に关心がなかった県民の行動変容を促進するとともに、家庭から発生する食品ロスの削減を図る。また、インセンティブとして応募者に対し抽選又は参加賞として賞品を進呈する。

上記を踏まえ、以下の実施内容について企画提案すること。

ア 広報・PR業務

多くの県民へ本キャンペーンを周知するため、効果的な広報・PRを実施すること。

イ 賞品の発送業務等

応募の受付、食品ロスダイアリーの記録状況の確認、賞品の手配及び対象者の発送作業を行うこと。

ウ その他

食品ロスダイアリーの記録状況から、食品ロスの種類や要因、食品ロスの削減状況等を集計し、整理すること。

(3) 食品ロス削減ガイドブックの印刷製本・配布

食品ロスがもたらす影響や食品ロスを減らすために日常生活でできる取組、事業者の取組事例集等をまとめたガイドブックの冊子を作成し、県民及び事業者に周知することで、食品ロス削減への理解と取組の促進を図る。

上記を踏まえ、以下の実施内容について企画提案すること。

ア 作成部数 5,000部以上

イ 冊子の規格 A5サイズのカラー印刷で20ページ程度

ウ 配付及び活用事例の情報収集

本ガイドブックを学校や県内事業者、イベント等で配布する（委託上限額の範囲内で効果的な配布先、配布方法を検討すること）。学校に配布する場合は本ガイドブックの活用方法を紹介する資料を添付したうえで配布すること。また、配布後は学校での活用事例を情報収集し、活用方法に追加すること。

エ その他

本ガイドブックのデータは令和7年度中に作成する予定であり、データは契約締結後に県から提供する。

(4) 食べ残し持ち帰りの普及促進

外食時の食べきりを促進するとともに、食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を醸成し、外食産業の食品ロスの発生要因である食べ残しの削減を図ることを目的に「食べきり・食べ残しお持ち帰り促進キャンペーン」を実施する。

上記を踏まえ、以下の実施内容について企画提案すること。

ア 広報・PR 業務

多くの県民へ本キャンペーンを周知するため、効果的な広報・PRを実施すること。

イ 持ち帰り用容器の製作及びアンケートの実施

令和7年度に本キャンペーンの実証実験を実施しており、以下のサイトに掲載されている持ち帰り用容器と同様の容器を5,000個以上製作すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/shoku/1023571/1037887.html>

また、飲食店及び持ち帰り用容器利用者に対してアンケートを実施し、その結果を取りまとめるとともに、持ち帰り用容器利用者アンケート回答者には抽選等でインセンティブを付与すること。

ウ 協力店の募集・受付業務

食べ残し持ち帰りに協力頂ける店舗を募集・受付し、協力店として登録した飲食店に持ち帰り用容器を配布する。

(5) 計画の改定

「沖縄県食品ロス削減推進計画」の計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間であり、食品ロスを取り巻く状況や施策の実施状況等を勘案し、中間年である令和8年度に見直しを実施する。

上記を踏まえ、以下の実施内容について企画提案すること。

ア 図表の作成

全国や県内の食品ロスの推計発生量、食品ロスの発生状況、発生要因、再生利用の状況、食品ロス削減に向けた取組状況等について、過年度の調査結果を活用のうえ図表を作成すること。なお、図表については経年変化等が分かるよう整理すること。

イ 文案の作成

上記の図表をもとに、食品ロス削減に向けた課題を抽出するとともに、現行計画における第3章及び第4章以外の改定案を作成すること。

ウ 計画改定版の印刷製本

計画の改定版を300部印刷製本する。

(6) 沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度運営業務

県内で食品ロス削減に取り組む事業者をパートナーとして登録する「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度」の運営業務及び制度のPR業務を行うこと。

上記を踏まえ、以下の実施内容について企画提案すること。

ア 登録制度の運営

制度の運営に係る以下の業務を行うこと。

(ア) 申請受付、登録証の発行、事業者への啓発グッズの配布、登録事業者を毎月

県へ報告

(1) 制度に関する問合せの対応

イ 登録制度の PR 業務

制度の普及、登録事業者数拡大のため、PR 業務を行うこと。

(7) 県民会議運営業務

計画の進捗状況等を報告する県民会議（令和 8 年度中に 1 回開催予定）の運営業務を行う。作業内容は次のとおりとする。

ア 会場の確保

イ 構成員との日程調整、出席確認

ウ 会議の運営補助

エ 議事録の作成

オ 報酬及び旅費の支給に係る事務

カ その他必要な事項

※県民会議委員 38 名（うち報酬及び旅費の支給対象は 35 名。1 人あたり 10,000 円）

※会議資料の準備は県が行う。

(8) 実務者会議等運営業務

県内における食品ロス削減の取組内容等について協議を行う「実務者会議（令和 8 年度中に 3 回開催予定）」等の運営業務を行う。作業内容は次のとおりとする。

ア 会場の確保

イ 構成員との日程調整、出席確認

ウ 会議の運営補助

エ 議事録の作成

オ 報酬及び旅費の支給に係る事務

カ その他必要な事項

※実務者会議委員 28 名（うち報酬及び旅費の支給対象は 19 名。1 人あたり 10,000 円）

※会議資料の準備は県が行う。

6 業務進捗状況に関する打ち合わせ

受託者は、遅滞なく業務の進捗状況報告や業務内容等に関する打ち合わせを行うものとする。

7 事業報告書の提出

(1) 委託事業終了後、事業報告書を速やかに提出すること。

(2) 上記報告書を記録した電子媒体を 1 部提出すること。

8 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認め
る場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることは
できない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する
者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による
県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」
を第三者に委任し、又は請け負わせるとときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本・持ち帰り用容器の製作（デザイン作成を除く）

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 物品の輸送・発送

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った
業務

9 著作権及び所有権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第
三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもつ
て処理すること。

10 成果品

(1) 本委託業務の成果品は、次のとおりとする。

ア 計画の改定版（A4版冊子）300部

イ 業務に際し作成した資料等（県が提出を求めるもの）

ウ 上記ア及びイに係る電子ファイル一式

(2) 納入先

沖縄県生活福祉部生活安全安心課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁3階）

TEL：098-866-2187

FAX：098-866-2789

E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp

11 その他留意事項

(1) 業務の遂行にあたっては、事前に県と協議を行い、その指示に従うものとする。

- (2) 本仕様書に記載のない事項、あるいは本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 本委託業務の実施に当たっては、沖縄県及び受託者との密接な協議のもとで取り組むものとする。受託者は、本委託業務の履行に当たり、委託業務の目的、内容を十分に理解した上で、誠実に本業務の遂行を行うものとする。
なお、本仕様書に明記がない事項があっても、本業務に当然必要な事項と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。
- (5) 受託事業者の役員、職員等（再委託先等も含む）は、本委託業務の遂行上知りえた事項について、退職後を含めて第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。